

議案第9号

津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について

津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月25日提出

津島市長 日 比 一 昭

津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市長等及び職員（第5条—第14条）

第3章 議員（第15条—第22条）

第4章 雑則（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市長等、職員及び議員において、ハラスメントが個人の尊厳を傷つけ、人権を侵害するものであると十分認識した上で、ハラスメントの防止及び徹底的な排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応について必要な事項を定めることにより、市長等、職員及び議員の個人としての人権が尊重され、快適に働くことができる職場における環境（以下「職場環境」という。）を確立することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職場 職員においては職務を遂行する場所（実質的にその延長線上にある出張先や勤務時間外の会席等を含む。）をいい、議員においては議員活動を行う全ての場所をいう。
- (2) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員で、本市に勤務するものをいう。
- (4) 議員 津島市議会の議員をいう。
- (5) 管理監督職員 津島市職員の給与に関する条例（昭和26年津島市条例第61号）第19条の3第1項に規定する管理監督職員をいう。

(6) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 次に掲げるもの

(ア) 他の者を不快にさせる職場における性的な言動（性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。以下同じ。）

(イ) 市長等、職員及び議員を不快にさせる職場外における性的な言動

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、相手に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手の人格若しくは尊厳を害し、又は相手の職場環境を害することとなるようなもの

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動により、相手の職場環境を害することとなる行為

エ アからウまでに該当するもののほか、^{ひぼう}誹謗、中傷、風評等により相手の人権を侵害する行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為

(7) 被害者 ハラスメントの被害者とされる者をいう。

(8) 行為者 ハラスメントの行為者とされる者をいう。

(9) 相談等 ハラスメントに関する相談及び苦情の申出をいう。

(10) 相談者 相談等を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、市長等、職員及び議員の間におけるハラスメントについて適用する。

(ハラスメントの禁止)

第4条 市長等、職員及び議員は、いかなる場合においても、ハラスメントを行ってはならない。

第2章 市長等及び職員

(市長等の責務)

第5条 市長等は、ハラスメントの防止及び被害者への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 市長等は、相談者その他関係する者に対し、不当な取扱いがないように環境を整備しなければならない。

3 市長等は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

(管理監督職員の責務)

第6条 管理監督職員は、所属職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 管理監督職員は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、解決に向けた適切な措置を講じなければならない。
- 3 管理監督職員は、ハラスメントに関する相談等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(職員の責務)

第7条 職員は、ハラスメントが生じた場合において、事実関係の調査が行われるときは、これに協力しなければならない。

- 2 職員は、良好な職場環境を確保するため、職場でハラスメント又はハラスメントに起因する問題が起きた場合は、当事者だけの問題とせず、目撃した場合の次条第1項に規定する内部窓口又は同項に規定する外部窓口への相談等を含め、積極的に対応しなければならない。

(市長によるハラスメント相談窓口の設置)

第8条 市長は、市長等、職員その他関係する者からの相談等に対応するため、ハラスメント内部相談窓口（以下「内部窓口」という。）及びハラスメント外部相談窓口（以下「外部窓口」という。）（以下これらを総称して「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口は、ハラスメントが生じている場合のみならず、その発生のおそれがある場合又はハラスメントに該当するか否か判断し難い場合についても、相談等として受け付けるものとする。
- 3 窓口は、ハラスメントによる直接の被害者のみならず、他の職員がハラスメントをされているのを見た者、他の職員からハラスメントに関する相談を受けた者、市長等及び職員の家族についても、広くこれに対応するものとする。
- 4 窓口は、行為者が議員の場合には、相談者からの事情聴取の後、相談者の同意の上で、速やかに市長に報告し、報告を受けた市長は当該事案の処理を、議長に依頼することとする。
- 5 市長が議長から行為者が市長等又は職員であることを理由に第16条第5項の規定により事案の処理の依頼を受けた事案は、内部窓口及び同条第1項の議会窓口が共同で対応するものとする。

(内部窓口)

第9条 内部窓口を所管する部署及びその相談員は、規則で定める。

- 2 内部窓口の相談員は、相談者からの事情聴取のみならず、相談者の同意の上で、行為者その他関係する者から事情聴取を行い、相談等に係る問題の事実関係を確認

するものとする。

- 3 内部窓口は、前項の事実関係の確認により、行為者がハラスメントの事実を認めた場合は、相談者、行為者その他関係する者に対する指導、助言その他必要な措置を行い、ハラスメントに起因する問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、内部窓口の相談等の実施方法等は、規則で定める。
- 5 内部窓口は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に対し、第11条第1項に規定する対策委員会の開催を要請するものとする。
 - (1) 相談者の同意があり、かつ、相談等に係る問題解決を図ることが困難と認められ、第11条第1項に規定する対策委員会で処理することが適当と判断する場合
 - (2) 相談者が第11条第1項に規定する対策委員会の開催を希望する場合
(外部窓口)

第10条 市長は、弁護士の資格を有する者又は弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護士法人であって、本市と利害関係を有さないものに外部窓口の相談員を委託するものとする。

- 2 外部窓口の相談員は、相談者から事実聴取を行い、相談者に対する助言を行うとともに、相談の結果、事実確認の調査が必要と思われる場合には、相談者の同意の上で、市長に調査その他の必要な措置を依頼し、又は当該事案についての助言を行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、外部窓口の相談等の実施方法等は、規則で定める。
- 4 外部窓口の相談員は、行為者が市長等又は職員であって次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に対し、次条第1項に規定する対策委員会の開催を要請するものとする。
 - (1) 相談者の同意があり、かつ、相談等に係る問題解決を図ることが困難と認められ、次条第1項に規定する対策委員会で処理することが適当と判断する場合
 - (2) 相談者が次条第1項に規定する対策委員会の開催を希望する場合
(対策委員会)

第11条 市長は、第9条第5項又は前条第4項の要請があったときは、職員ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、ハラスメントの認定及びハラスメントに適切に対応するための必要な措置について諮問する。

- 2 市長は、規則に定める方法により、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める者に対策委員会の委員を委嘱する。
 - (1) 事案の被害者若しくは行為者が市長等である場合又は被害者が議員である場合
規則に定める3人以上の有識者
 - (2) 事案の当事者が職員である場合
規則に定める職員等

- 3 対策委員会の委員の任期は、当該事案についての次項第3号に掲げる答申等が行われるまでとする。
- 4 対策委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。
- (1) ハラスメントに関する事実関係を調査し、ハラスメントの事実の有無を認定すること。
 - (2) 事案の対応、必要な指導、助言、再発防止に向けた措置等について検討すること。
 - (3) 事実関係の調査結果、ハラスメントの認定及びハラスメントに適切に対応するための必要な措置について市長に答申し、任命権者に報告すること。
- 5 対策委員会は、必要があると認めるときは、当該事案に関係する者に対して聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市長等及び職員への対応措置)

第12条 市長は、対策委員会から前条第4項第3号の規定によりハラスメントの事実が存在するとの答申を受けたときは、関係法令に基づき適切に対応するとともに、次の各号の行為者の区分に応じ、当該各号に定める処分を行うことができる。

- (1) 市長等 公表
- (2) 職員 懲戒処分等

(市長等及び職員への啓発等)

第13条 市長は、ハラスメントの防止等のため、市長等及び職員の意識の啓発並びに知識の向上を図るとともに、ハラスメントの防止等のために必要な研修等を実施するものとする。

(職務代行)

第14条 被害者又は行為者が市長の場合、この条例の規定による権限の行使は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に準じて副市長等がその職務を代理する。

第3章 議員

(議員の責務)

第15条 議長は、ハラスメントの防止及び被害者への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 議員は、市民の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること並びに議員及び職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ

公正な職務の遂行に努めなければならない。

- 3 議員は、自らの行為がハラスメントの疑いがあると他の者から疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たすとともに、事実関係の調査、必要な資料の提供並びに対策委員会、第18条第1項に規定する調査委員会及び第19条第1項に規定する審査会への出席等を求められたときは、これに協力しなければならない。
- 4 議員は、他の議員にハラスメントに当たる行為があると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を報告しなければならない。

(議長によるハラスメント相談窓口の設置)

第16条 議長は、議員その他関係する者からの相談等に対応するため、議会ハラスメント相談窓口（以下「議会窓口」という。）を議会事務局に設置し、議事課の職員をその相談員とする。

- 2 議会窓口は、ハラスメントが生じている場合のみならず、その発生のおそれがある場合又はハラスメントに該当するか否か判断し難い場合についても、相談等として受け付けるものとする。
- 3 議会窓口は、ハラスメントによる直接の被害者のみならず、他の議員がハラスメントをされているのを見た議員、他の議員から相談等を受けた議員、他の議員からハラスメントをしている旨の指摘を受けた議員及び議員の家族についても、広くこれに対応するものとする。
- 4 議会窓口の相談員は、議長の指示に基づき、相談者からの事情聴取のみならず、相談者の同意の上で、行為者その他関係する者からの事情聴取等必要な調査を行い、その結果を議長に報告するものとする。ただし、当事者が議員となるハラスメントであって、相談者からの事情聴取の後、調査が必要となる場合は、議長の指示に基づき、第18条第1項に規定する調査委員会が行うものとし、その結果を議長に報告する。
- 5 議会窓口の相談員は、行為者が職員の場合には、相談者からの事情聴取の後、相談者の同意の上で、速やかに議長に報告し、報告を受けた議長は事案の処理を、市長に依頼するものとする。
- 6 議長が、市長から行為者が議員であることを理由に第8条第4項の規定により、事案の処理の依頼を受けた事案は、議会窓口及び内部窓口が共同で対応するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、議会窓口の相談等の実施方法等は、議長が別に定める。

(議員による外部窓口への相談等)

第17条 議員は、議会窓口のほか、外部窓口にも相談等を行うことができる。

(調査委員会)

第18条 議長は、当事者が議員の事案となるとき、又は次条第1項に規定する審査会の答申を受けたときは、議会ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、次に掲げる事項を委任することができる。

- (1) 当事者が議員となるハラスメントに関する事実関係の調査
- (2) 次条第1項に規定する審査会でハラスメントの認定がされた場合における、行為者に対する注意喚起、ハラスメントをしないように求める等の被害防止措置に関する協議
- (3) ハラスメントの認定がされた議員についての第20条の公表に関する協議
- (4) その他議長が必要とする事項

2 調査委員会は、事案ごとに、次に掲げる者をもって組織する。ただし、議長は、第3号に掲げる者を選任するに当たっては、人選の公正に配慮するものとする。

- (1) 議長
- (2) 副議長
- (3) 議長が選任する議員2人

3 調査委員会は、必要があると認めるときは、必要に応じて当該事案に係る者に対し聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(審査会)

第19条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第三者委員会として議会ハラスメント審査会(以下「審査会」という。)を設置し、ハラスメントの認定及びハラスメントに適切に対応するための必要な措置について諮問することができる。

- (1) 相談者の同意があり、かつ、相談等に係る問題解決を図ることが困難と認められ、審査会で処理することが適当と判断する場合
- (2) 相談者が審査会の開催を希望する場合

2 議長は、審査会を設置したときは、議長が定める方法により、審査会の委員を3人以上の有識者に委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、当該事案についての次項第3号に掲げる答申が行われるまでとする。

4 審査会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) ハラスメントに関する事実関係を調査し、ハラスメントの事実の有無を認定すること。
- (2) 事案の対応、必要な指導、助言、再発防止に向けた措置等について検討すること。

と。

(3) 事実関係の調査結果、ハラスメントの認定及びハラスメントに適切に対応するための必要な措置について議長に答申すること。

5 審査会は、必要があると認めるときは、当該事案に関係する者に対して聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員への対応措置)

第20条 議長は、審査会から前条第4項第3号の規定によりハラスメントの事実が存在するとの答申を受けたとき、又は聴取により行為者がハラスメントの事実を認めたときは、調査委員会の決議を経た上で、公表を行い、及び注意を喚起する等の被害防止措置を講ずることができる。

(議員への啓発等)

第21条 議長は、ハラスメントの防止等のため、議員の意識の啓発及び知識の向上を図るとともに、ハラスメントの防止等のために必要な研修等を実施するものとする。

(職務代行)

第22条 被害者又は行為者が議長の場合、この条例の規定による権限の行使は、地方自治法第106条の規定に準じて副議長が、議長及び副議長が当事者となったときは、同法第107条の規定に準じて年長の議員が、その職務を代理する。

第4章 雑則

(プライバシーの保護等)

第23条 市長等、職員及び議員並びに窓口の相談員、対策委員会の委員及び審査会の委員は、ハラスメントの当事者のプライバシー及び名誉の保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第24条 市長等、職員及び議員は、相談者又は調査に協力した者に対し、相談等又は調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。

(津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年津島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中第58号を第60号とし、第57号の次に次の2号を加える。

58	職員ハラスメント対策委員会委員	日額	19,000円
59	議会ハラスメント審査会委員	日額	19,000円

提案理由

この案を提出するのは、市長等、職員及び議員の個人としての人権が尊重され、ハラスメントのない職場環境の確立を目的として、必要な事項を定めることに伴い、制定する必要があるため。

津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例要綱

この条例は、市長等、職員及び議員の個人としての人権が尊重され、ハラスメントのない職場環境の確立を目的として、必要な事項を定めることに伴い、制定するものである。

制定内容

1 相談窓口の設置

(1) 市長によるハラスメント相談窓口の設置

職員からの相談等に対応するため、ハラスメント内部相談窓口及びハラスメント外部相談窓口を設置する。

(2) 議長によるハラスメント相談窓口の設置

議員からの相談等に対応するため、議会ハラスメント相談窓口を設置する。

2 ハラスメント対策委員会等の設置

(1) 職員ハラスメント対策委員会

市長は、相談者がハラスメント認定等のため、職員ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）の開催を希望したときは、ハラスメントの認定及びハラスメントに適切に対応するための必要な措置について諮問する。

(2) 議会ハラスメント調査委員会

議長は、議会ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、議員が当事者となるハラスメントに関する事実関係の調査等を委任することができる。

(3) 議会ハラスメント審査会

議長は、相談者がハラスメント認定等のため、議会ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）の開催を希望したときは、ハラスメントの認定及びハラスメントに適切に対応するための必要な措置について諮問する。

3 対応措置

(1) 市長は、対策委員会からハラスメントの事実が存在するとの答申を受けたときは、行為者に対し、次の処分を行うことができる。

ア 市長等 公表

イ 職員 懲戒処分等

(2) 議長は、審査会からハラスメントの事実が存在するとの答申を受けたとき、又は行為者たる議員がハラスメントの事実を認めたときは、調査委員会の決議を経た上で、公表を行う等の措置を講ずることができる。

施行期日等

- 1 令和7年4月1日から施行するものとする。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用するものとする。